

総社市雪舟生誕地公園条例をここに公布する。

令和元年10月11日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第42号

総社市雪舟生誕地公園条例

(設置)

第1条 画聖雪舟を顕彰し、雪舟について学ぶことにより、文化の向上を図るとともに、憩いと交流の場を提供するため、総社市雪舟生誕地公園（以下「公園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 公園は、総社市赤浜2025番地に置く。

(施設)

第3条 公園に次の施設を設ける。

- (1) 交流施設
  - (2) 休憩・展示施設
- (行為の制限)

第4条 公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、宣伝興行その他これらに類する行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 市長は、前項の許可に公園管理上必要な条件を付することができる。

4 第2項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項について、市長の許可を受けなければならない。

(禁止行為)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 損傷し、又は汚損すること。
- (2) はり紙をし、又は広告を表示すること。
- (3) 指定された場所以外の場所に、ごみその他の廃物又は汚物を捨てること。
- (4) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は止めて置くこと。
- (5) その他公園の管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止等)

第6条 市長は、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料)

第7条 公園の使用料は、総社市行政財産使用料徴収条例（平成17年総社市条例第58号）に定めるところによる。

(損害賠償等の義務)

第8条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、公園を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。